

# 違憲訴訟ニュース

第 6 号

2015. 10. 5

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

## 「年金引き下げは憲法違反」

### 第2陣 「マクロ経済スライド」による 再審査請求を準備



8月7日に第1次訴訟団として32名で大阪地裁に提訴しましたが、現在、担当裁判長の氏名も、公判の日程も明らかになっていません(弁護団によると第1回公判は、11月か、年明

けにずれるかもとされています)。裁判の勝利を勝ち取るためには、様々なとりくみが必要です。府本部と弁護団で月一回程度、話し合いをしながら準備をすすめています。

#### ① 違憲の論点を深め世論をつくる

裁判の焦点はマクロ経済スライドを廃止させることです。マクロ経済スライドの不当性など問題点をわかりやすく広めることが必要です。毎年年金を削減し、現在より20~30%も削減することは憲法25条違反です。日本は国連の社会権規約を批准しており、この立場から、合理的理由なしに社会保障制度を改悪するのは違法です。

#### ③ 第2陣の提訴の準備を

マクロ経済スライドによる年金の減額は不当だと、113人が7月8日、国に不服審査請求を行いました。裁決書は届いていませんが、2カ月以上経過しており、再審査請求できるようになっています。そこで11月初旬に再審査請求を行うとりくみをすすめます。府本部から資料を送りますので、必要な事項を記載し、ただちに送り返してください。

#### ② 改悪により若者と高齢者の生活を破壊

若者が年金受給年齢に達したとき、現行より30%も少ない年金額では生活できません。平均5万円にも達しない基礎年金で暮らしている約400万人の高齢者世帯は、早晚家庭崩壊です。この事実を大いに宣伝し、裁判所も世論も味方につけることが大切です。

#### ④ 「年金違憲裁判を支援する大阪の会」の結成を

府的な「支援する会」結成の準備を進めています。17人の賛同者(呼びかけ人)が確定しています。11月10日(火・支部代の日)13時からグリーン会館2階ホールで立ち上げます。これを母体に年金裁判と年金制度改善運動を思い切って広げていきましょう。

若者も高齢者も安心できる年金制度を



この裁判は、憲法25条1項の「生存権」規定、2項の「国の社会保障的義務」の違反をはじめ、憲法13条(個人の尊厳)、14条(法の下での平等)、29条(財産権)違反などを争います。

「年金引き下げを断固として支援する大阪の会」  
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15  
大阪グリーン会館6階 大阪年金者組合内

#### ⑤ 「100万署名」「訴訟カンパ」= 目標を年内に必ず達成しよう

9万筆の署名、500万円のカンパが目標です。訴訟カンパは目標額の69%・3,455,082円(10/5現在)ですが、署名はまだ半分には達していません。他団体への申し入れや街頭での宣伝署名活動を増やし、年内に必ず目標を達成しましょう。

## 8月7日、提訴前集会での、大阪生活と健康を守る会連合会・大口会長の激励と連帯のあいさつです。

おはようございます。大生連の大口です。年金引き下げに反対する裁判闘争に対し、連帯のあいさつをさせていただきます。

生活と健康を守る会も生活保護基準引き下げに対し、全国で700名以上の生活保護利用者の方が立ち上がっています。大阪では51人の方が立ち上がり、このうち大生連の仲間は31人です。

日本では全国最賃制が確立されていないもと、生活保護がすなわちナショナルミニマムの基礎になっています。生活保護基準というのは、最低賃金、住民税非課税基準、各種減免制度の基になっており、これが引き下げられると、ナショナルミニマムの基準が下がってしまい、国民生活がいつそう困難に陥ります。このことから私たちが闘っている生活保護基準引き下げ違憲裁判は、単に生活保護だけの問題ではなく、国民全体の問題として位置づけ、闘っています。

日本のナショナルミニマムには、もう一つ大きな問題があります。それは生活保護が最低賃金と基礎年金額との関係で、逆転現象を起こしている問題です。例えば大阪市内の70歳の生活保護の生活扶助基準は月7万1630円です。ところが40年掛けた基礎年金額は6万5008円しかありません。生活保護には生活費非課税の原則が買かれており、税金は徴収されません。しかし、基礎年金からは、国保料約1800円、介護保険料約3379円も取られます。

政府は卑劣にも、この逆転現象を利用し、生活保護費が基礎年金よりも高いのは、おかしいと宣伝、国民分断をあおっています。しかしおかしいのは基礎年金が低すぎることです。このため日本の生活保護受給者の年齢構成は異常です。65歳以上の生活保護利用者が50%近くいます。ドイツでは、日本の生活保護にあたる公的扶助利用者のうち65歳以上の高齢者はわずか3%です。理由は年金制度が確立しているからです。イギリスに至っては、年金受給者の95%が公的扶助基準の2倍の年金を受給しています。これらのヨーロッパ先進諸国の所得で、一番所得の高いのは賃金、次が年金、その次が公的扶助、すなわち日本の生活保護です。したがって国民分断は存在しません。日本のGDP・国内総生産は世界第3位です。ヨーロッパ先進国よりも上です。軍事費を削って福祉、暮らしに回し、生活できる賃金、生活できる年金保障の確立が今こそ求められるときはありません。

今回、年金者組合の皆さんが、年金の引き下げは憲法25条違反ではないかと提訴されたことは、日本の最低生活保障とは何か、を国民に問いかける大きな意義ある闘いであるのと同時に、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の闘いを大きく励ますものです。今こそ国民分断を乗り越え、賃金・年金・生活保護、この闘いを一体のものとして運動を進めることが重要です。大阪生活と健康を守る会連合会は皆さまとともに連帯して闘い、皆様方の裁判闘争を全面的に支援することを決意し、挨拶とさせていただきます。

